

(啓発用ポスター)

# 土地開発を行う 民間事業者の方へ



**市街化調整区域等**※において

※ 都市計画区域外を含む。



**1ヘクタールを超える**  
土地開発を行う場合、

## 愛知県との事前協議が必要です。

事前協議とは、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に基づく制度です。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/tochi-youkou.html>



**【事前協議のご相談窓口】**

**名古屋市中区三の丸3丁目1-2 本庁舎5階**  
**愛知県 都市・交通局 都市計画課 利用・取引規制グループ**

**連絡先 052-954-6119(ダイヤルイン)**